

男女共習

[問題の所在] 男女共学は第二次大戦後の重要な教育理念の1つであり、「教育上男女の共学は、認められなければならない」（教育基本法第5条）とされた。しかし、職業や生活を対象とした職業、技術、家庭に関する教科では、そ

の学習内容は男女の社会的に置かれている状況に左右されてきた。特に、問題が顕在化したのは、中学校では1958（昭和33）年学習指導要領で「技術・家庭科」が発足したときである。1教科でありながら、各学年の目標、内容が「男子向き」「女子向き」と別個に示され、結果として、男子と女子は別学が強いられた。また、高等学校においても、家庭一般が女子のみ必修とされていたことも大きな問題となっていた。

[歴史的变化] 1951（昭和26）年の中学校職業・家庭科学習指導要領（試案）では、教育課程例は「男子向き」「女子向き」と分けて例示されていたが、前者には家庭生活の内容が、後者には手技工作に関する内容が含まれているなど、男女共学がそれなりに意識されていた。しかしながら、前記した1958（昭和33）年改訂では、「男子向き」には「調理」「被服製作」「保育」ではなく、「女子向き」では「設計・製図」を除いて、「家庭工作」「家庭機械」と項目名までも「男子向き」とは異なり、違う内容とされた。これにより、男女はまったく別に学ぶこととなった。2クラスを男子クラス、女子クラスに分けて実施された。これに対し、技術教育の側からは、女子の技術教育が不十分であるといった批判がなされ、家庭科教育の側からは男子の家庭科教育がまったくないことに強い批判が出された。その後、批判の強まりの中で、1978（昭和53）年の学習指導要領では、「男子向き」「女子向き」は排され、領域として技術に関するものと、家庭科に関するものが併置され、それぞれについて共通に学ぶ領域が示されるようになった。通常のクラスで男女が共に学ぶことも可能とはなったが、運用上は別学が中心となるざるを得なかった。さらに、女子差別撤廃条約の批准ともかかわり、1994（平成6）年実施の高等学校学習指導要領では家庭科が男女共必修となった。そして、2002（平成14）年実施の中学校学習指導要領では「技術分野」「家庭分野」と2分野構成となり、それぞれA、Bに示された6項目の内4項目はすべての生徒に履修せることになっている。選択部分が残されてはいるが（項目の数としてはそれぞれの分野で8分の1～4分の1である）、内容の点でも学習の体制の点でも男女の共習が基本となっていると考えられる。

[課題] ここには根本的な問題として、教科論にかかわることがある。中学校に関しては技術科、家庭科を別個の教科として立てて男女共に学ばせるべきであるという論がある一方で、技術と家庭を融合した「・」なしの技術家庭科を創るべきだという論も主張されている。また、高等学校については技術科の必修化の是非の問題がある。ともに今後も深められるべきだろう。

＜森下一期＞